

Radiata Increase



FP3級
2024 年 1 月
学科
過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・FP試験教材『最短最速合格ガイド』は、毎回試験に出ている問題をまとめスピード合格するための教材です。

・『最短最速合格ガイド』の詳細は下記のページからご覧ください。

<https://www.radiata-increase.com/shop>



解答にあたっての注意

試験問題については、特に指示のない限り、2023年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

【第1問】 次の各文章(1)~(30)を読んで、正しいものまたは適切なものには①を、誤っているものまたは不適切なものには②を、解答用紙にマークしなさい。〔30問〕

(1) 弁護士の登録を受けていないファイナンシャル・プランナーが、資産管理の相談に来た顧客の求めに応じ、有償で、当該顧客を委任者とする任意後見契約の受任者となることは、弁護士法に抵触する。

【答え】

【×不適切】②

弁護士資格を持たないFPは、法律問題のような具体的な法律判断や法律事務を行ってはいけません。

ただし、遺言書の作成指導や公正証書遺言の証人になることや、任意後見人になることは、特別な資格は必要ありませんので、可能です。

(2) 労働者災害補償保険の保険料は、労働者と事業主が折半で負担する。

【答え】

【×不適切】②

労働者災害補償保険は、業務上の事由または通勤による負傷・疾病・障害または死亡に対して労働者やその遺族のための必要給付を行う制度です。

保険料は、**全額事業者負担**です。

【社会保険料の負担者】

医療保険	健康保険→労使折半	国民健康保険→世帯主
介護保険	65歳以上(第1号被保険者) →年金から天引き	40歳～64歳(第2号被保険者) →医療保険料と一体的に徴収
年金保険	厚生年金保険→労使折半	国民年金→第1号被保険者
労災保険	事業者	
雇用保険	事業者と従業員の双方が負担。 労使折半ではなく、事業者の方が多く支払う。	

(3) 国民年金の学生納付特例制度の適用を受けた期間に係る保険料のうち、追納することができる保険料は、追納に係る厚生労働大臣の承認を受けた日の属する月前10年以内の期間に係るものに限られる。

【答え】

【○適切】 ①

国民年金保険料の免除または猶予を受けた期間は、追納できます。
追納できる期間は、追納が承認された月の **10 年**以内に限られます。

「備考」

年金保険料は納付期限から2年以内です。

(4) 遺族基礎年金を受給することができる遺族は、国民年金の被保険者等の死亡の当時、その者によって生計を維持され、かつ、所定の要件を満たす「子のある配偶者」または「子」である。

【答え】

【○適切】 ①

遺族基礎年金の受給対象者は、死亡した人に生計を維持されていた「**子のある配偶者**」または「**子**」です。

※子とは、18 歳になった年度の 3 月 31 日までの人、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の状態にある人を指します。

※子のある配偶者が遺族基礎年金を受け取っている間や、子に生計を同じくする父母がいる間は、子には遺族基礎年金は支給されません。

(5) 日本学生支援機構の奨学金と日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン)は、重複して利用することができる。

【答え】

【○適切】 ①

「日本学生支援機構の奨学金制度」と「教育一般貸付」は重複して利用することができます。

(6) こども保険(学資保険)において、保険期間中に契約者(=保険料負担者)である親が死亡した場合、一般に、既払込保険料相当額の死亡保険金が支払われて保険契約は消滅する。

【答え】

【×不適切】②

こども保険(学資保険)は、将来の学費に備えることができ、子どもの入学や進学に合わせて祝い金などが受け取れる保険で、万が一、契約者である親が死亡した場合は、保険料が免除となり、満期保険金等が受け取れます。

被保険者である子が死亡した場合は、契約者である親に祝い金や満期保険金が支払われ、保険契約は消滅しますが、契約者である親が死亡した場合は、保険契約は**継続**します。

(7) 個人年金保険(終身年金)の保険料は、性別以外の契約条件が同一であれば、被保険者が女性のほうが男性よりも高くなる。

【答え】

【○適切】 ①

個人年金保険は、一定の年齢に達した場合に年金を受け取れる保険です。

・有期年金

被保険者が生存している間、一定期間にわたり年金を受け取れます。

・確定年金

被保険者の生死に関係なく、年金を受け取れることが確定しています。

・生存年金(終身年金)

被保険者が生存している間、永続的に年金を受け取れます。

平均余命は女性の方が長いため、将来見込まれる年金支払い総額は多くなる可能性が高いため。終身年金の保険料は女性の方が高くなります。

(8) 少額短期保険業者と契約した少額短期保険の保険料は、所得税の生命保険料控除の対象とならない。

【答え】

【○適切】 ①

少額短期保険業者は、保険金額が少額で、保険期間が1年以内(損害保険は2年)の保険で保証性商品(万が一の備えの保険:定期保険等)の引受のみ(保険の申込を受諾し、契約を成立させること)を行う事業者です。

生命保険料控除は、保険業法2条3項に規定されている保険(生命保険料控除証明書に記載されている保険)が対象となるため、少額短期保険業者との契約はこれに該当しませんので、生命保険料控除の**対象外**です。よって、年末調整や確定申告時にも、生命保険料控除証明書は交付されません。

(9) 家族傷害保険(家族型)において、保険期間中に契約者(=被保険者本人)に子が生まれた場合、その子を被保険者に加えるためには追加保険料を支払う必要がある。

【答え】

【×不適切】②

家族傷害保険は、被保険者の範囲を家族全員とする保険で、保険期間中に被保険者に子供が生まれた場合は、同一生計であれば、特に手続きなく自動的に補償対象となります。

(10) 自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)では、他人の自動車や建物などの財物を損壊し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害は補償の対象とならない。

【答え】

【○適切】 ①

自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)は、対人賠償事故のみ(事故の相手への補償)が対象です。
他人の自動車や建物などの財物を損壊し、損害賠償責任を負担することによって被る損害は補償の対象外です。

他人の財物に損害を与えた場合は、自動車保険(任意保険)の対物賠償保険は補償対象です。

(11) 日本銀行の金融政策の1つである公開市場操作(オペレーション)のうち、国債買入オペは、日本銀行が長期国債(利付国債)を買い入れることによって金融市場に資金を供給するオペレーションである。

【答え】

【○適切】 ①

公開市場操作とは、日本銀行が金融市場で債券や手形などの売買を行い、市中に流通する通貨量を調整することです。

公開市場操作には、買いオペレーションと売りオペレーションがあります。

・買いオペレーション

日本銀行が市場から債券や手形を買うことを言い、市場の資金量を**増加(供給)**させ、消費者や企業などは、お金を借りやすくなり、**金利を引き下げる**効果があります。

・売りオペレーション

日本銀行が市場で債券や手形を売ることを行います。市場の資金量を減少(吸収)させ、消費者や企業などは、お金を借りにくくなり、金利を引き上げる効果があります。

(12) 株式投資信託の運用において、個別銘柄の投資指標の分析や企業業績などのリサーチによって投資対象とする銘柄を選定し、その積上げによりポートフォリオを構築する手法を、トップダウン・アプローチという。

【答え】

【×不適切】②

・トップダウン・アプローチ

経済情勢や金利などマクロ的な視点から経済動向などを分析し、国別、株や債券などの資産別、業種別などの配分比率を決め、その後、その中から組入銘柄を決めていく方法です。

・ボトムアップ・アプローチ

個別企業の業績や財務分析を積み上げて、投資銘柄を選定する運用スタイルです。

本問の説明は、ボトムアップ・アプローチとなります。

(13) 元金2,500,000円を、年利4%(1年複利)で3年間運用した場合の元利合計額は、税金や手数料等を考慮しない場合、2,812,160円である。

【答え】

【○適切】 ①

[1年複利計算式]

元利合計=元金×(1+変動率)ⁿ年数乗

2,500,000 円×(1+4%)³ 乗=2,812,160 円

《電卓で乗数計算を行う方法》

[×]を《2 回》連続で押して、[=]を《n-1 回》連続で押す。

例

2 の 3 乗

[2][×][×][=][=]

2 の 5 乗

[2][×][×][=][=][=][=]

(14) 為替予約を締結していない外貨定期預金において、満期時の為替レートが預入時の為替レートに比べて円高になれば、当該外貨定期預金の円換算の利回りは高くなる。

【答え】

【×不適切】②

円安局面では、投資利回りの上昇要因となります。
円高局面では、投資利回りの下降要因となります。

よって、満期時の為替レートが預入時の為替レートに比べて円高になれば、外貨定期預金の利回りは安くなります。

(15) 日本国内に本店のある銀行の国内支店に預け入れた外貨預金は、元本1,000万円までとその利息が預金保険制度による保護の対象となる。

【答え】

【×不適切】 ②

預金保険制度は、金融機関が破綻した場合、預金者・投資者・保険契約者を保護する制度です。

預金保険制度の保護対象となる決済用預金以外の預貯金等は、1人当たり元本 1,000 万円までとその利息までです。

保護対象	普通預金・定期預金・当座預金・貯蓄預金・通知預金等 ※確定拠出年金制度で運用されている預金も、保護の対象となります。
保護対象外	外貨預金・譲渡性預金・オフショア預金・無記名預金・外国銀行に預けた預金等

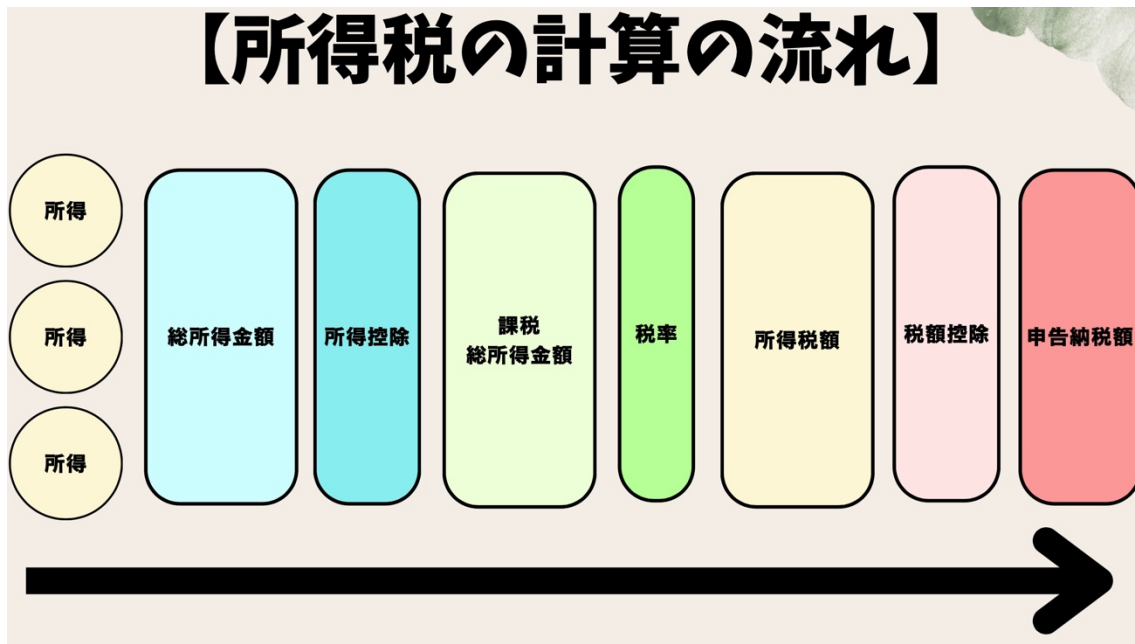
外貨預金は、保護の対象外となります。

(16) 所得税における一時所得に係る総収入金額が400万円で、その収入を得るために支出した金額が200万円である場合、一時所得の金額のうち総所得金額に算入される金額は、75万円である。

【○適切】 ①

一時所得の金額=収入金額-支出金額-特別控除 50 万円
400 万円-200 万円-50 万円=150 万円

150 万円 $\times 1/2 = 75$ 万円



(17) 個人が賃貸アパートの敷地および建物を売却したことにより生じた所得は、不動産所得となる。

【答え】

【×不適切】②

不動産所得は、土地やアパート、マンションの貸し付けによって得た所得のことを言います。

本問のように、売却によって生じた所得は、**譲渡所得**として課税されます。

(18) 所得税において、納税者の合計所得金額が1,000万円を超えている場合、医療費控除の適用を受けることができない。

【答え】

【×不適切】②

[医療費控除の適用要件]

1) 納税者が自己または自己と生計を一にする配偶者やその他親族のために支払った医療費であること。

2) その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること。

本問の納税者の合計所得金額に関する要件はありません。

(19) 所得税において、その年の12月31日時点の年齢が16歳未満である扶養親族は、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族に該当しない。

【答え】

【○適切】 ①

扶養控除は、扶養親族の合計所得金額が 48 万円以下の場合、配偶者以外の親族は、一定の控除が受けられます。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で70歳以上	同居親族→58万円 同居親族以外→48万円

16 歳未満の扶養親族に、扶養控除はありません。

(20) 所得税において、上場株式の配当に係る配当所得について申告分離課税を選択した場合、配当控除の適用を受けることができない。

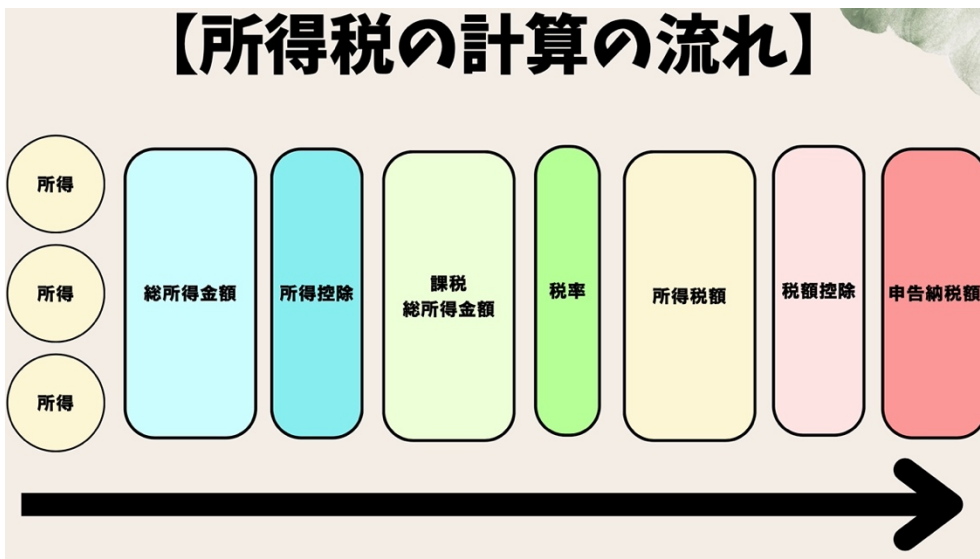
【答え】

【○適切】 ①

配当控除は、国内株式等の配当などについて総合課税を選択して確定申告した場合に適用される税額控除です。

通常国内株式の配当は法人税課税後の利益から株主に分配しますが、株主に配当する際に、所得などが源泉徴収され、法人税と所得税の二重課税になってしまいます。

この二重課税部分を株主に還元するのが、配当控除です。



配当控除を申告する際、「総合課税」「申告分離課税」「申告不要制度」のいずれかを選択します。

課税方式	方法	長所	短所
総合課税（原則）	総合課税の所得として確定申告する	○ 配当控除の適用あり	✕ 上場株式等の譲渡損失との損益通算ができない
申告分離課税	配当所得を個別に計算して確定申告する	○ 上場株式等の譲渡損失との損益通算できる	✕ 配当控除が受けられない
申告不要制度	20.315%の源泉徴収だけで課税関係を終了することができる	確定申告の手間がかからない	✕ 配当控除が受けられない ✕ 上場株式等の譲渡損失との損益通算ができない

配当控除を受けるには、総合課税を選択します。

(21) 不動産の登記記録において、所有権の移転に関する事項は、権利部(甲区)に記録される。

【答え】

【○適切】 ①

不動産登記記録は、土地や建物や面積、所有者の氏名、住所など公の帳簿(登記簿)に記載し、権利関係などの状況を誰でも分かるように一般公開されています。

表題部 表示(物理的状況)に関する事項
・土地に関する登記記録 所在地、地番、土地の面積、所有者などを記載 ・建物に関する登記記録 家屋番号、床面積、構造、所有者などを記載
権利部 権利に関する事項
甲区：所有権に関する事項 所有権の保存・移転・仮登記・差押えなどを記載
乙区：所有権以外の権利に関する事項 抵当権 ・借地権・賃借権などを記載

所有権に関する事項は、**権利部(甲区)**に記載されています。

(22) 宅地建物取引業法によれば、宅地または建物の売買の媒介契約のうち、専任媒介契約を締結した宅地建物取引業者は、依頼者に対し、当該契約に係る業務の処理状況を2カ月に1回以上報告しなければならない。

【答え】

【×不適切】②

媒介契約とは、不動産業者に仲介を依頼するにあたり、依頼者と不動産業者の間で結ばれる契約のことで、宅地建物取引業者は、媒介契約を結んだ場合、遅滞なく、媒介契約を作成し、依頼者に交付しなければなりません。

		一般媒介契約	専任媒介契約	専属専任媒介契約
依頼主側	複数社と契約	○	×	×
	自己発見取引	○	○	×
業者側	依頼者への業務報告義務	なし	2週間に1回以上	1週間に1回以上
	指定流通機構への登録義務	なし	契約日から7日以内	契約日から5日以内
契約の有効期限		規制なし	3ヶ月以内	3ヶ月以内

専任媒介契約の場合は、依頼者への業務報告義務は、2週間に1回以上です。

(23) 建築基準法によれば、建築物が防火地域および準防火地域にわたる場合、原則として、その全部について、敷地の過半が属する地域内の建築物に関する規定が適用される。

【答え】

【×不適切】②

建築基準法において、用途地域に応じて「建築できるもの」と「できないもの」を定めていますが、建物の敷地が2つ以上の異なる地域にまたがる場合は、敷地の過半に属する地域(面積の広い地域)の用途規制が敷地全体に適用されます。

[本問の場合]

建築物が防火地域と準防火地域にわたる場合です。

2つ以上の地域にまたがって建物を建てる場合は、最も厳しい地域の規制が適用されます。

未指定地域→準防火地域→防火地域の順で厳しくなります。

つまり、建築物が防火地域と準防火地域にわたる場合、防火地域の規制が適用されます。

(24) 不動産取得税は、相続人が不動産を相続により取得した場合には課されない。

【答え】

【○適切】 ①

不動産取得税は、土地や家屋の購入、贈与、家屋の建築などで不動産を取得したときに取得した人に対して課税される税金です。

相続・遺贈により取得した場合は、不動産取得税は課されません。

(25) 不動産投資に係る収益性を測る指標のうち、純利回り(NOI利回り)は、対象不動産から得られる年間の総収入額を総投資額で除して算出される。

【答え】

【×不適切】②

NOI 利回り=(年間収入額-諸経費)÷総投資額×100

表面利回り=年間収入額÷総投資額×100

本問の説明は、表面利回りの説明で、NOI 利回りの説明ではありませんので、不適切となります。

(26) 定期贈与とは、贈与者が受贈者に対して定期的に財産を給付することを目的とする 贈与をいい、贈与者または受贈者のいずれか一方が生存している限り、その効力を失うことはない。

【答え】

【×不適切】②

定期贈与は、定期の給付を行う贈与です。

例えば「毎年100万ずつ10年間贈与する」など当事者のいずれかが死亡した場合には死亡した時に終了となり、相続人には引き継がれません。

本問では、「贈与者または受贈者のいずれか一方が生存している限り、その効力を失うことはない。」と説明されていますので、不適切となります。

(27) 相続において、養子の法定相続分は、実子の法定相続分の2分の1となる。

【答え】

【×不適切】②

相続において、実子と養子は同様に扱われますので、法定相続分は同じになります。

(28) 相続税額の計算上、被相続人が生前に購入した墓碑の購入代金で、相続開始時において未払いであったものは、債務控除の対象となる。

【答え】

【×不適切】 ②

債務・葬式費用	被相続人が残した債務(借入金など)や葬式費用は、相続財産から控除することができます。 (相続税の債務控除)	
	控除できる	控除できない
債務	・ 金融機関からの借入金 ・ 未払いの医療費 ・ 未払いの税金 ・ 水道光熱費などの公共料金等の未払い	・ 墓地・墓石・仏壇・仏具などの非課税財産に係る未払金
葬式費用	・ 通夜・葬式・火葬・納骨費用・告別式	・ 香典返戻費用 ・ 法要費用

墓地や墓石は相続税の非課税財産となります。
非課税財産に関しては、債務控除の対象となりません。

(29) 相続税額の計算上、遺産に係る基礎控除額を計算する際の法定相続人の数は、相続人のうちに相続の放棄をした者がいる場合であっても、その放棄がなかったものとしたときの相続人の数とされる。

【答え】

【○適切】 ①

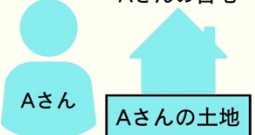
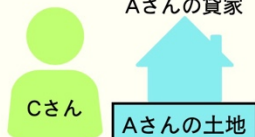
遺産に係る基礎控除=3,000 万円+600 万円×法定相続人

法定相続人の数に含む計算では、相続の放棄があった場合、放棄がなかったものとして、法定相続人の数に含めます。

(30) 個人が、自己が所有する土地上に建築した店舗用建物を第三者に賃貸していた場合、相続税額の計算上、当該敷地は貸家建付地として評価される。

【答え】

【○適切】 ①

 Aさんの自宅	自用地 (土地の所有者が自己で使用している土地)	自用地評価額= 路線価×奥行価格補正率×地積
 Bさんの自宅	借地権 (借地権が設定されている土地を借りて使用する権利) ※Bさんが借りる権利	借地権評価額= 自用地評価額×借地権割合
 Bさんの自宅	貸宅地 (借地権が設定されている宅地) ※Aさんの土地→貸宅地	貸宅地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合)
 Aさんの貸家	貸家建付地 (自己所有の土地に自己所有の貸家が建っていること) Aさんの貸家にCさんが借りて住んでいる	貸家建付地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合×借家権割合×賃貸割合)

本問の通り、自己の土地に自己所有の貸家を第三者に貸している場合は、貸家建付地として評価されます。

【第2問】 次の各文章(31)~(60)の()内にあてはまる最も適切な文章、語句、数字またはそれらの組合せを1)~3)のなかから選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔30問〕

(31) 毎年一定金額を積み立てながら、一定の利率で複利運用した場合の一定期間経過後の元利合計額を試算する際、毎年の積立額に乗じる係数は、()である。

- 1) 資本回収係数
- 2) 年金終価係数
- 3) 減債基金係数

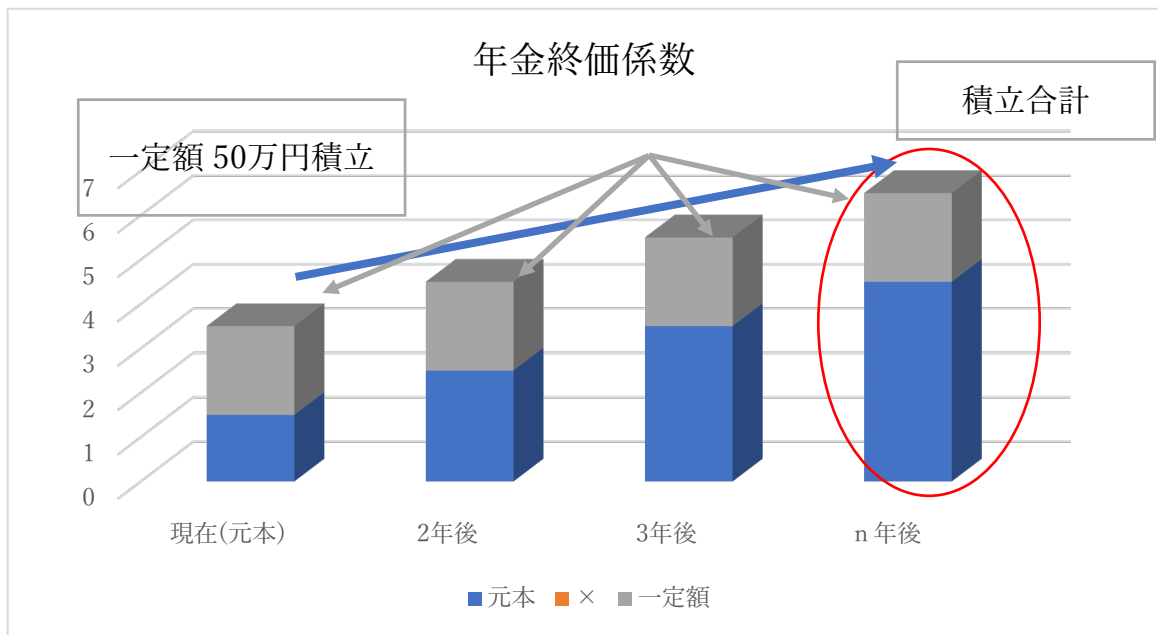
【答え】

正解は、2):年金終価係数

●年金終価係数

毎年一定額を積立てた場合の一定期間後の将来の金額を求める。

例: 年利 2% で毎年 50 万円を n 年間積み立てた場合の n 年後の金額は？



[6 つの係数まとめ]

	要望	求めたい額
現価係数	目標金額に達するために必要な元本	元本
年金現価係数	毎年一定額を受け取りたい	元本
終価係数	現在の金額を複利運用した場合の将来の金額	将来の金額
年金終価係数	毎年一定額を積み立てた	将来の金額
減債基金係数	将来用意したい金額	毎年の積立額
資本回収係数	一定額を一定期間取り崩す(受け取る)	毎年の取り崩し額

(32) 退職により健康保険の被保険者資格を喪失した者で、喪失日の前日までに継続して (①) 以上被保険者であった者は、所定の申出により、最長で (②)、健康保険の任意継続被保険者となることができる。

- 1) ① 1カ月 ② 2年間
- 2) ① 2カ月 ② 1年間
- 3) ① 2カ月 ② 2年間

【答え】

正解は、3):① 2カ月 ② 2年間

●任意継続被保険者

退職後の医療保険制度の一つで、
退職して健康保険の資格を失った場合、健康保険の被保険者期間が2ヶ月以上、被保険者で資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に手続きをすれば、引き続き2年間健康保険の被保険者になります。

(33) 厚生年金保険の被保険者期間が(①)以上ある者が、老齢厚生年金の受給権を取得した当時、一定の要件を満たす(②)未満の配偶者を有する場合、当該受給権者が受給する老齢厚生年金に加給年金額が加算される。

1) ① 10年 ② 65歳

2) ① 20年 ② 65歳

3) ① 20年 ② 70歳

【答え】

正解は、2):① 20 年 ② 65 歳

●加給年金

老齢厚生年金に追加される扶養手当で

厚生年金保険の被保険者期間が **20 年以上**ある方が、65 歳到達時点で、その方に生計を維持されている **65 歳未満の配偶者**または **子**(18 歳になって最初の 3 月 31 日までの子、または障害等級 1・2 級の 20 歳未満の子)がいるときに加算されます。

加給年金は対象になっている配偶者が 65 歳で打ち切られ、その後、振替加算へととなります。

(34) 確定拠出年金の個人型年金の老齢給付金を60歳から受給するためには、通算加入者等期間が()以上なければならない。

- 1) 10年
- 2) 15年
- 3) 20年

【答え】

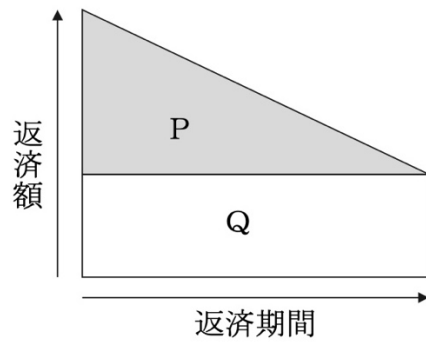
正解は、1):10 年

・個人型確定拠出年金の通算加入期間

個人型確定拠出年金の老齢給付を 60 歳から受給するためには、通算加入者等期間が 10 年以上なくてはなりません。

また、60 歳～75 歳までに受給を開始しなければなりません。

(35) 下図は、住宅ローンの(①)返済方式をイメージ図で表したものであり、図中のPの部分は(②)部分を、Qの部分は(③)部分を示している



- 1) ① 元金均等 ② 利息 ③ 元金
- 2) ① 元利均等 ② 元金 ③ 利息
- 3) ① 元利均等 ② 利息 ③ 元金

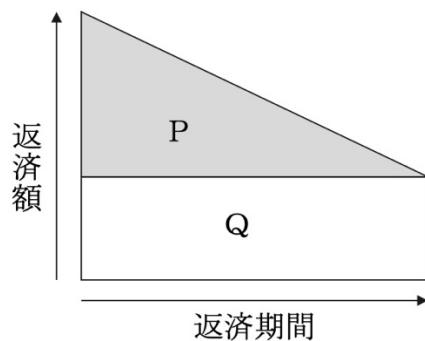
【答え】

正解は、1): ① 元金均等 ② 利息 ③ 元金

住宅ローンの返済方法は、元利均等返済と元金均等返済があります。

元利均等返済	- 返済金額全体が毎回一定額 (元金+利息=一定) - 当初は利息の割合が大きい - 返済が進むにつれて元金部分の割合が大きくなる	
元金均等返済	- 返済額の元金は毎回一定額(利息は元金の残高により変動する) - 返済当初は利息部分の割合が大きく返済額が多い - 返済が進むにつれ利息部分の割合が小さくなる。 『同条件で借った場合』 <u>総返済額は元利均等返済より小さくなる。</u>	

[本問の場合]



住宅ローンの(①元金均等)返済方式をイメージ図で表したものであり、図中の P の部分は(②利息)部分を、Q の部分は(③元金)部分を示している

(36) 生命保険の保険料は、純保険料および付加保険料で構成されており、このうち付加保険料は、()に基づいて計算される。

- 1) 予定利率
- 2) 予定死亡率
- 3) 予定事業費率

【答え】

正解は、3): 予定事業費率

生命保険料は純保険料、付加保険料で構成されています。

純保険料	付加保険料
事故などの補償として保険会社が支払う保険金に充てられる部分 (予定死亡率、予定利率をもとに計算される)	保険会社が事業の運営のため、経費などに充てられる部分 (予定事業費率 を元に計算)

[保険料算出に用いる予定基礎率]

● 予定死亡率

→ 過去の統計に基づく男女別や年齢別の死亡率で算出された統計
予定死亡率が高いほど、保険料は高くなる。

● 予定利率

→ 保険会社が資産運用するときの想定している利回り。
予定利率が高いほど、保険料が安くなる。

● 予定事業費率

→ 保険会社が事業を維持、運営を行う上で必要な経費。
予定事業費率が高いほど、保険料は高くなる。

(37) 国内で事業を行う生命保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構による補償の対象となる保険契約については、高予定利率契約を除き、(①)の(②)まで補償される。

- 1) ① 既払込保険料相当額 ② 70%
- 2) ① 死亡保険金額 ② 80%
- 3) ① 責任準備金等 ② 90%

【答え】

正解は、3):① 責任準備金等 ② 90%

生命保険契約者保護機構による補償の対象となる保険契約については、高予定利率契約を除き、責任準備金の90%まで補償されます。

※責任準備金とは、保険会社が保険金や給付金の支払いのために積み立てている準備金のこと。

(38) 自動車を運転中にハンドル操作を誤ってガードレールに衝突し、被保険者である運転者がケガをした場合、()による補償の対象となる。

- 1) 対人賠償保険
- 2) 人身傷害保険
- 3) 自動車損害賠償責任保険

【答え】

正解は、2):人身傷害保険

・対人賠償保険と自動車損害賠償責任保険は、自動車の運転をして他人に損害を与えた場合の保険ですので、自損事故(単独事故)によって運転者が被ったケガ等は補償されません。

・人身傷害保険は、自動車事故によって、運転者や搭乗者がケガをした場合などに過失割合に関係なく保険金が支払われる補償です。

本問は自損事故(単独事故)ですので、人身傷害保険となります。

(39) 所得税において、個人が支払う地震保険の保険料に係る地震保険料控除は、原則として、(①)を限度として年間支払保険料の(②)が控除額となる。

- 1) ① 5万円 ② 全額
- 2) ① 5万円 ② 2分の1相当額
- 3) ① 10万円 ② 2分の1相当額

【答え】

正解は、1):① 5万円 ② 全額

地震保険料控除額の上限は5万円で、支払った保険料の全額が地震保険料控除として所得から控除されます。

(40) がん保険において、がんの治療を目的とする入院により被保険者が受け取る入院給付金は、一般に、1回の入院での支払日数()。

- 1) に制限はない
- 2) は90日が限度となる
- 3) は180日が限度となる

【答え】

正解は、1):に制限はない

がん保険の入院給付金は、入院初日から日数無制限で支払われます。

(41) 景気動向指数において、完全失業率は、()に採用されている。

- 1) 先行系列
- 2) 一致系列
- 3) 遅行系列

【答え】

正解は、3):遅行系列

景気動向指数は景気の状態を見るための複数の指標を総合的に分析・評価する。

[景気動向指数に採用されている指標]

・先行系列（景気に対して先行して動く）

→新設住宅着工床面積・新規求人数・実質機会受注など

・一致系列（ほぼ一致して動く）

→有効求人倍率・生産指数(鉱工業)・耐久消費財出荷指数など

・遅行系列（遅れて動く）

→完全失業率・家計消費支出・法人税収入など

景気動向指数において、完全失業率は、遅行系列に採用されています。

(42) 追加型株式投資信託を基準価額1万200円(1万口当たり)で1万口購入した後、最初の決算時に1万口当たり700円の収益分配金が支払われ、分配落ち後の基準価額が1万円(1万口当たり)となった場合、その収益分配金のうち、普通分配金は(①)であり、元本払戻金(特別分配金)は(②)である。

- 1) ① 200円 ② 500円
- 2) ① 500円 ② 200円
- 3) ① 700円 ② 200円

【答え】

正解は、2):① 500円 ② 200円

[本問の場合]

- ・当初の基準価額(個別元本):10,200円(1万口当たり)
- ・収益分配金(普通分配金+元本払戻金) :700円
- ・分配落ち後の基準価額:10,000円(1万口当たり)

分配落ち後の基準価額が個別元本よりも低い場合、分配金は元本払戻金となります。

$$\text{元本払戻金} = 10,200\text{円} - 10,000\text{円} = 200\text{円}$$

分配落ち後の基準価額が個別元本よりも高い場合、分配金は普通分配金となります。

$$10,000\text{円} + 700\text{円} - 10,200\text{円} = 500\text{円}$$

よって、700 円の収益分配金のうち、
普通分配金は **500 円**、元本払戻金(特別分配金)は **200 円**となります。

(43) 表面利率(クーポンレート)4%、残存期間5年の固定利付債券を額面100円当たり104円で購入した場合の最終利回り(年率・単利)は、()である。なお、税金等は考慮しないものとし、計算結果は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入している。

- 1) 3.08%
- 2) 3.20%
- 3) 3.33%

【答え】

正解は、1):3.08%

最終利回り

すでに発行されている債券を購入し、償還期限まで保有した場合の利回り

[最終利回りの計算式]

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面(100円)} - \text{購入価格}}{\text{残存年数}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\{4\% + (100\text{円} - 104\text{円} \div 5)\} \div 104\text{円} \times 100 = 3.076\ldots \\ = 3.08\%$$

(44) 株式の投資指標のうち、()は、株価を1株当たり当期純利益で除して算出される。

- 1) PBR
- 2) PER
- 3) BPS

【答え】

正解は、2):PER

●株価収益率(PER)

株価が1株当たり純利益の何倍になっているかを表した指標です。

$PER(\text{倍}) = \text{株価} \div 1\text{株当たり当期純利益}(EPS)$

$EPS(1\text{株当たり当期純利益}) = \text{当期純利益} \div \text{発行済株式数}$

(45) 異なる2資産からなるポートフォリオにおいて、2資産間の相関係数が ()である場合、分散投資によるリスクの低減効果は最大となる。

1) +1

2) 0

3) -1

【答え】

正解は、3):-1

相関係数において、異なる2資産からなるポートフォリオにおいて、2資産間の相関係数が -1 に近づくほど、ポートフォリオを組成することによる分散投資の効果は得られます。

(46) 所得税において、病気で入院したことにより医療保険の被保険者が受け取った入院給付金は、()とされる。

- 1) 非課税所得
- 2) 一時所得
- 3) 雑所得

【答え】

正解は、1):非課税所得

非課税所得は、社会政策などの観点から課税対象とならない所得のことです。

ケガや病気により支払われた保険金は、非課税所得となります。

(47) 所得税において、為替予約を締結していない外貨定期預金を満期時に円貨で払い戻した結果生じた為替差益は、()として総合課税の対象となる。

- 1) 利子所得
- 2) 一時所得
- 3) 雑所得

【答え】

正解は、3):雑所得

国民年金、厚生年金、国民年金基金、確定拠出年金、生命保険の個人年金、外貨預金の為替差益は、雑所得となります。

(48) 日本国内において支払を受ける預貯金の利子は、原則として、所得税および復興特別所得税と住民税の合計で(①)の税率による(②)分離課税の対象となる。

- 1) ① 10.21% ② 申告
- 2) ① 20.315% ② 申告
- 3) ① 20.315% ② 源泉

【答え】

正解は、3):① 20.315% ②源泉

日本国内において支払を受ける預貯金の利子は、一律 20.315%(所得税 15.315%・住民税 5%)の税率で源泉徴収され、源泉分離課税の対象です。

(49) 所得税において、納税者の合計所得金額が2,400万円以下である場合、基礎控除の控除額は、()である。

- 1) 38万円
- 2) 48万円
- 3) 63万円

【答え】

正解は、2):48 万円

[所得税の基礎控除]

合計所得金額	基礎控除額	
	2019年度分	2020年度以降分
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		0円(基礎控除なし)

納税者の合計所得金額が 2,400 万円以下の場合基礎控除額は 48 万円となります。

(50) 年末調整の対象となる給与所得者は、所定の手続により、年末調整で所得税の()の適用を受けることができる。

- 1) 雑損控除
- 2) 寄附金控除
- 3) 小規模企業共済等掛金控除

【答え】

正解は、3):小規模企業共済等掛金控除

年末調整とは、毎月の給与や賞与から差し引かれた源泉徴収税額と、本来納付すべき所得税額の差分を年末に精算することです。

年末調整で受けられる控除	年末調整で受けられない控除
- 給与所得控除 - 配偶者控除 - 配偶者特別控除 - 扶養控除 - 生命保険料控除 - 地震保険料控除 - 社会保険料控除 2年目以降の住宅ローン控除	- 医療費控除 - 雑損控除 - 寄付金控除 - 初年度分の住宅ローン控除

小規模企業共済等掛金控除は、年末調整の際に、控除証明書を勤務先に提出することで、適用されます。

(51) 宅地に係る固定資産税評価額は、原則として、(①)ごとの基準年度において評価替えが行われ、前年の地価公示法による公示価格等の(②)を目途として評定される。

- 1) ①3年 ② 70%
- 2) ①3年 ② 80%
- 3) ①5年 ② 80%

【答え】

正解は、1):①3 年 ②70%

	公示価格	基準値標準価格	相続税評価額	固定資産税評価額
内容	一般の土地の取引価格のことで、土地の売買や資産評価の目安となります。	一般の土地の取引価格だけでなく、地方公共団体や民間土地取引の目安となります。 (公示価格の補足)	相続税や贈与税を申告するときの基準となる評価額。	固定資産税を決める際の基準となる評価額
決定機関	国土交通省	都道府県	国税庁	市町村
基準日	毎年1月1日	毎年7月1日	毎年1月1日	毎年1月1日 (3年毎見直し)
発表時期	3月下旬	9月下旬	7月1日	3月または4月
評価水準	-	公示価格 100%	公示価格 80%	公示価格 70%

固定資産税評価額は、3 年ごとに見直され、評価水準は、公示価格の70%です。

(52) 都市計画法によれば、市街化調整区域は、()とされている。

- 1) 既に市街地を形成している区域
- 2) 市街化を抑制すべき区域
- 3) 優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

【答え】

正解は、2):市街化を抑制すべき区域

都市計画法は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用や都市施設の整備、市街地の開発などに関するルールが設けられています。

市街化区域	10年以内に市街化を図る区域
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域
非線引き区域	市街化区域と市街化調整区域の分類がされていない地域のこと
準都市計画区域	市街化が進行すると見込まれる場合に、土地利用を規制するために設ける区域
都市計画区域外	都市計画区域に含まれないエリア

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域となります。

(53) 都市計画区域内にある幅員4m未満の道で、建築基準法第42条第2項により道路とみなされるものについては、原則として、その中心線からの水平距離で(①)後退した線がその道路の境界線とみなされ、当該境界線と道路の間の敷地部分は建蔽率や容積率を算定する際の敷地面積に算入(②)。

- 1) ①2m ② することができる
- 2) ①2m ② することができない
- 3) ①4m ② することができない

【答え】

正解は、2):①2m ②することができない

2 項道路(幅員 4m 未満の道路)は、道路の中心線から 2m 後退した線が道路の境界線とみなされます。これをセットバックと言います。

セットバックした部分は、建物を建てられないので、建蔽率や容積率を計算する際の敷地面積には算入することができない。

(54) 農地法によれば、農地を農地以外のものに転用する場合、原則として、(①)の許可を受けなければならないが、市街化区域内にある農地を農地以外のものに転用する場合、あらかじめ当該転用に係る届出書を(②)に提出すれば、(①)の許可を受ける必要はない。

- 1) ① 農林水産大臣 ② 都道府県知事等
- 2) ① 農林水産大臣 ② 農業委員会
- 3) ① 都道府県知事等 ② 農業委員会

【答え】

正解は、3):① 都道府県知事等 ② 農業委員会

農地を転用する場合、都道府県知事等の許可が必要となります。

市街化区域内にある農地を転用する場合は、農業委員会へ届出をすれば、都道府県知事等の許可は不要となります。

(55) 所得税額の計算において、個人が土地を譲渡したことによる譲渡所得が長期譲渡所得に区分されるためには、土地を譲渡した年の1月1日における所有期間が()を超えていなければならない。

- 1) 5年
- 2) 10年
- 3) 20年

【答え】

正解は、1):5年

土地・建物の譲渡所得は、
所有期間5年以内の短期譲渡所得
所有期間**5年超**の長期譲渡所得に、区分されます。

所有期間は譲渡した年の1月1日時点を基準に計算します。

(56) 贈与税の申告書は、原則として、贈与を受けた年の翌年の(①)から3月15日までの間に、(②)の住所地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

- 1) ① 2月1日 ② 受贈者
- 2) ① 2月1日 ② 贈与者
- 3) ① 2月16日 ② 贈与者

【答え】

正解は、1):① 2月1日 ② 受贈者

贈与税の提出期限は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に申告しなければなりません。

提出先は、受贈者の住所地の所管税務署長です。

(57) 贈与税の配偶者控除は、婚姻期間が(①)以上である配偶者から居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受け、所定の要件を満たす場合、贈与税の課税価格から基礎控除額のほかに最高で(②)を控除することができる特例である。

- 1) ① 10年 ② 2,000万円
- 2) ① 20年 ② 2,000万円
- 3) ① 20年 ② 2,500万

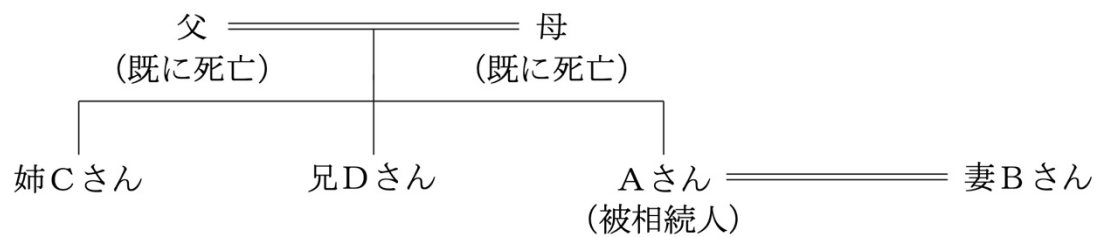
【答え】

正解は、2):① 20年 ② 2,000万円

贈与税の配偶者控除とは、「居住用不動産」または「居住用不動産を取得するための金銭」の贈与が婚姻期間20年以上の場合、基礎控除110万円
のほかに最高2,000万円まで控除できる特例です。

(58) 下記の〈親族関係図〉において、Aさんの相続における妻Bさんの法定相続分は、()である。なお、Aさんの父母は、Aさんの相続開始前に死亡している。

〈親族関係図〉



- 1) 2分の1
- 2) 3分の2
- 3) 4分の3

【答え】

正解は、3):4分の3

[法定相続人]

配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。

[法定相続分]

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父母の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹 第1,第2がいない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

[本問の場合]

・法定相続人

妻Bさん・姉Cさん・兄Dさん

・法定相続分

妻Bさん 3/4

姉Cさん・兄Dさん $1/4 \times 1/2 = 1/8$

(59) 相続税額の計算上、死亡退職金の非課税金額の規定による非課税限度額は、「()×法定相続人の数」の算式により算出される。

- 1) 500万円
- 2) 600万円
- 3) 1,000万円

【答え】

正解は、1):500万円

死亡退職金の非課税限度額は、「500万円×法定相続人の数」までは非課税です。

(60) 2024年1月10日(水)に死亡したAさんが所有していた上場株式Xを、相続人が相続により取得した場合の1株当たりの相続税評価額は、下記の〈資料〉によれば、()である。

〈資料〉 上場株式Xの価格

2023年11月の毎日の最終価格の月平均額	1,480円
2023年12月の毎日の最終価格の月平均額	1,490円
2024年1月の毎日の最終価格の月平均額	1,500円
2024年1月10日(水)の最終価格	1,490円

- 1) 1,480円
- 2) 1,490円
- 3) 1,500円

【答え】

正解は、1):1,480 円

[上場株式の評価]

次のうち最も低い価額で評価します。

- ・課税時期の終値
- ・課税時期の属する月の毎日の終値の平均
- ・課税時期の属する月の前月の終値の平均
- ・課税時期の属する月の前々月の終値の平均

[本問の場合]

〈資料〉 上場株式Xの価格

2023年11月の毎日の最終価格の月平均額	1,480円
2023年12月の毎日の最終価格の月平均額	1,490円
2024年 1 月の毎日の最終価格の月平均額	1,500円
2024年 1 月10日（水）の最終価格	1,490円

最も低い価額は、課税時期の属する月の前々月の終値の平均である、
2023 年 11 月の毎日の最終価格の月平均額の **1,480 円**